政策調整会議概要(9月12日開催分)

日 時 令和5年9月12日(火曜日)8時45分~9時15分

場 所 市役所本館 2 階 会議室

【案件】「箕面市地球温暖化対策実行計画 【事務事業編】」の策定について

出席者

委員 副市長、市政統括監

担当部 みどりまちづくり部長、みどりまちづくり部担当副部長、環境動物

室長

事務局 市政統括政策推進室職員

確認事項

•「箕面市地球温暖化対策実行計画 【事務事業編】」の内容の決定について

結 論

原案で了とし、政策決定会議に諮ることとする。

質疑•意見等

Q:なぜ事務事業編を策定するのか。

A:地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、市が実施している事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画を策定する必要があるため。

なお、市民、事業者及び行政が行う市域全体の取り組みに関する計画(区域施策編)は、策定に向けて事務を進めているところ。

Q: 具体的な取り組みを進める上で、これまでの本市における取り組みは整理出来ているか。

A: これまでの取り組みを全部局に確認して整理している。建築物の省工ネ改修 や、再工ネ設備の導入など、一定の取り組みが進んではいるものの、まだま だ省エネポテンシャルはある。計画的に建築物の省エネ改修を進めるが、先 ずは LED 照明化など出来ることから改修等を行っていく必要があると考え られる。

Q:パブリックコメントは実施していないのか。

A: 今回策定する「箕面市地球温暖化対策実行計画 【事務事業編】」は、市役所が実施している事務・事業に関し策定するもので、市政全体における政策の基本的事項を定める内容ではなく、また、市民生活に大きく影響するものではないため、実施していない。